## 公益社団法人大阪社会福祉士会 慶弔に関する取扱い要綱

- 第1条 この要綱は、公益社団法人大阪社会福祉士会の役員、委員等の慶弔に関する取扱いを 定めるものとする。
- 第2条 この要綱において、役員、委員等とは次の者をいう。
  - (1) 理事
  - (2) 監事
  - (3) 相談役及び顧問
- 第3条 慶弔の範囲は、次のとおりとする。

種 別	内 容	電報	樒	弔 慰 金
結 婚	本人結婚	祝辞電報		
死 亡	本人死亡	弔意電報	0	10,000円
	配偶者死亡	0	0	5,000円
	実父母	0	0	5,000円
病気見舞	本人病気療養	(同一疾病2週		5,000円
	間以上)			

樒については、供花に変えることができる。(樒料2,000円を超える場合、弔慰金を含む)

- 第4条 この要綱は、事務局職員に準用する。嘱託職員等についても一部準用することができる。
- 第5条 この要綱に定めのない事項に関しては、会長が定める。
- 第6条 この要綱の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

## 附則

- 1. この要綱は、2013年5月26日から施行する。
- 2. 社団法人大阪社会福祉士会慶弔に関する取扱い要綱(2006年6月20日制定)は、 廃止する。